

松江市消防計画 (案)

令和 4 年 4 月策定
(令和 7 年 3 月改定)



松 江 市

【目 次】

～本編～

<第1章 基本構想>

1	計画策定の背景・目的	1
2	計画の位置づけ	2
3	計画の構成	3
4	計画期間	3
5	国際課題（SDGs）への貢献	4
6	基本理念	5
7	消防力強化の重点事項	5
	（1）市民を守る	5
	（2）大規模災害から守る	6
	（3）松江固有の財産を守る	6
8	消防力整備方針	7
	（1）消防防災拠点の機能強化	7
	（2）地域防災の緊急時初動対応能力を強化	9
	（3）火災・救急・救助・予防体制の強化	10
	（4）パートナーシップの構築	10
9	関連規定等の整備	10

<第2章 消防力整備計画>

1	消防体制の充実・強化	11
	（1）組織・人員体制の強化	11
	（2）部隊の強化	13
	（3）消防車両・装備及び消防水利の充実	16
	（4）通信指令業務の充実	17
	（5）消防団の充実強化	18
2	救急体制の充実・強化	19
	（1）救急体制の充実	19
	（2）市民との協働による応急救護体制の強化	20
3	防火対策の充実・強化	21
	（1）火災予防の普及・強化	21
	（2）危険物施設等の事故防止	22
4	主たる整備内容	24

～資料編～

第 1 章

基 本 構 想



1 計画策定の背景・目的

消防分野が対応しなければならない災害は、江戸時代から続く「まち火消し消防」の役割に加え、大規模な地震や風水害などの自然災害、原子力災害、国際情勢の変化に伴うテロ災害や武力攻撃事態などの特殊な災害までに及び、日々、新たな事象に即応できる体制の整備が強く求められています。

特に、近年では、熊本県で発生した「平成28年熊本地震」、西日本を中心に広範囲に被害を及ぼした「平成30年7月豪雨」、東日本で猛威を振るった「令和元年東日本台風（台風19号）」、石川県で発生した「令和6年能登半島地震」とその後の豪雨災害など、これまでの想定を超えた大規模複合災害が頻発し、多くの尊い人命と、かけがえのない財産を失ってきました。

松江市においても「昭和47年7月豪雨」、「平成18年7月豪雨」、「平成23年・30年豪雪」など、過去、幾度にもわたり被災していますが、令和3年4月には島根町加賀の住宅密集地において、折からの強風により32棟を焼損するという近年まれにみる大規模な火災を経験しました。また、同年7月、8月の豪雨災害では、線状降水帯の停滞により激しい雨が降り続き、河川の氾濫、土砂災害、低地の浸水等が多数発生したことも記憶に新しいところです。

近年は、このような自然災害の発生や不慮の事故や事件に伴う深刻な被害を目の当たりにする中、防災や減災、人命救助などに対する市民の関心は日々高まっており、消防に携わる関係者にとっては今後も発生する恐れのあるあらゆる自然災害・人為的災害などへ対応できる知識や技術の向上が急務となっています。

こうした中で松江市は、平成30年に中核市の仲間入りを果たし、当消防本部も中核市消防本部、そして島根県における代表消防本部として新たなスタートを切りました。

人口減少や少子高齢化で地域の担い手不足が進む中、弱体化した地域コミュニティの絆の再生と災害時要援護者支援をはじめとする持続可能な地域防災力の重要性が再認識されるなど、今後は一層行政はもとより町内会・自治会や消防団、自主防災組織、企業・団体などの多様な主体の参画による「オール松江市」での消防力の構築が不可欠です。

本計画は、これら時代の変化や要請を踏まえ、この松江市が市民にとって今後も「安全に安心して生活できるまち」であり続けるため、火災、救急、救助、予防の体制強化や、大規模地震、自然災害に対する減災に向けた取り組みなど、今後の当消防本部の「目指すべき姿」を明らかにするため消防組織法（昭和22年法律第226号）第4条第15号に基づく「市町村消防計画」を策定するものです。

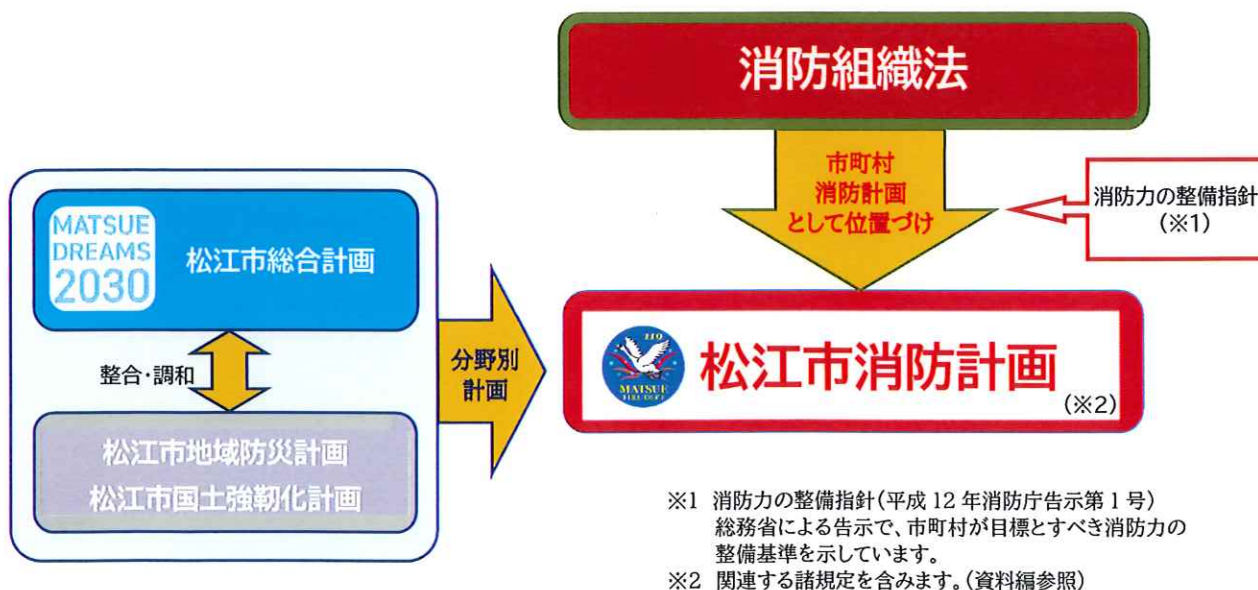
なお、この度（令和6年度）の部分改定にあたっては、当初計画の内容を基本としつつ、計画の位置づけを明確化したほか、出動体制や市民とのパートナーシップ強化、消防人材の育成などに関する基本的な考えについて補筆・修正等を行いました。

2 計画の位置づけ

本計画は、「松江市総合計画 MATSUE DREAMS 2030」の基本目標である、安心・安全の「どだいづくり」の実現を目指し、その基盤となる分野別計画の一つとして本市消防力の総合的整備に関して定めるとともに、消防組織法(昭和22年法律第226号)第4条第15号に基づく「市町村消防計画」として位置付けるものです。

なお、その他の関連する主要計画との位置づけとしては以下のとおりです。

- ・「松江市地域防災計画」に基づく分野別計画とします。
- ・「松江市国土強靱化地域計画」に基づく分野別計画とします。
- ・国の「消防力の整備指針(平成12年消防庁告示第1号)」を尊重します。



「松江市消防計画」の位置づけ

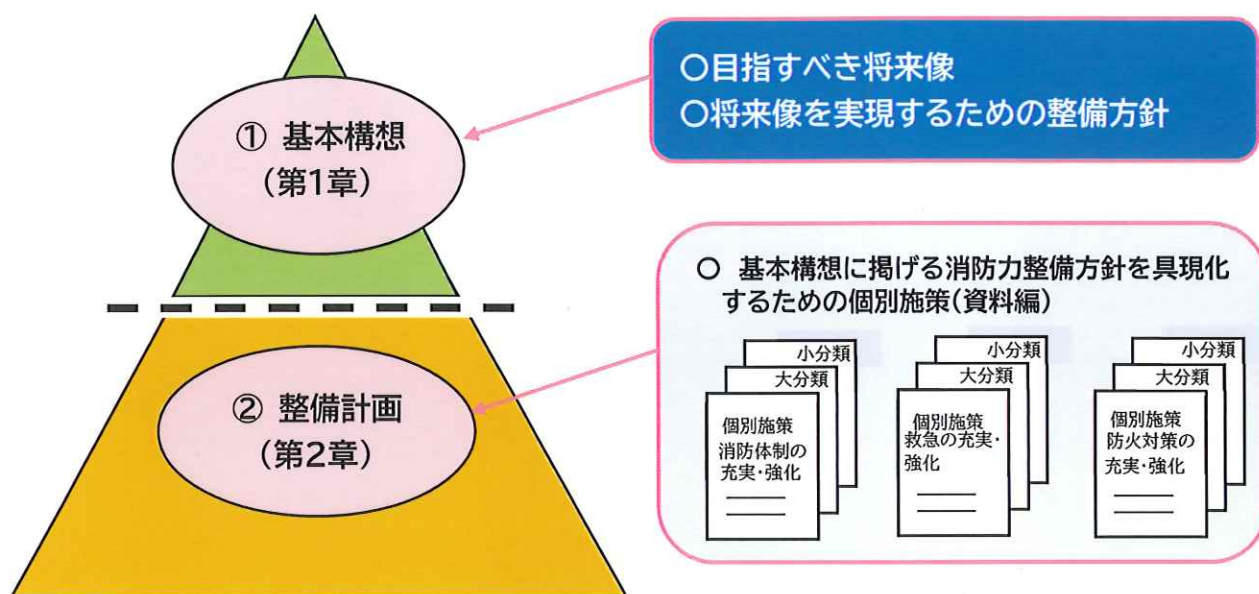
3 計画の構成

本計画は、「基本構想」と「整備計画」の2章の構成とします。

第1章の基本構想では、今後、当消防本部が目指すべき将来像やそれを実現するための整備方針を示します。

第2章の整備計画では、基本構想を実現させるために必要な各分野における個別施策について示します。

【計画の構成図】



4 計画期間

本計画の期間は、松江市総合計画との整合を図るため令和4年度から令和11年度までの8年間とし概ね3年ごとに部分改定を行います。

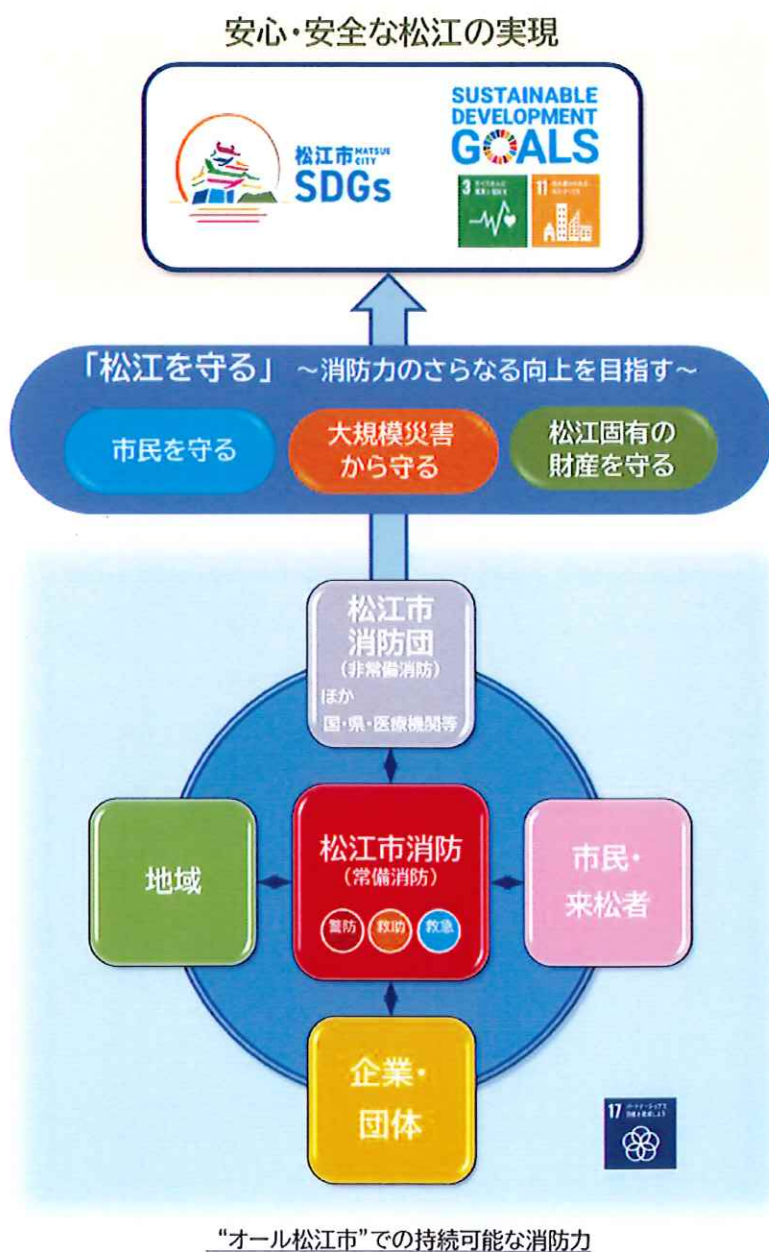
また、本整備計画は、毎年度進捗状況を精査検証し、社会状況の変化などを踏まえて適宜見直すこととします。



5 国際課題（SDGs）への貢献

本計画及び関連計画等の実行を通じて、平常時は常に起こりうる災害を想定して体制を整え、併せて、非常時には速やかな消火・救助・救命活動を遂行できる防災レジリエンスを高めることで、市民が安心して暮らせる社会を実現するとともに、国際課題であるSDGs(持続可能な開発目標)の達成にも貢献します。

本市は、国や県、消防団や医療機関などの直接的な消防関係者はもとより、地域や企業、市民や団体、観光客などの多様な関係者とのパートナーシップ(SDGsの目標17)を強化するとともに、目標3「すべての人に健康と福祉を」及び目標11「住み続けられるまちづくりを」に“オール松江市”で貢献していきます。



6 基本理念

「松江を守る」～消防力の更なる向上を目指す～

私たち消防関係者は、松江のまちや人々を、地震や風水害などの自然災害をはじめとする各種災害の脅威から守ります。また、次世代へこの豊かな松江市を紡いで行くため、松江を守る消防機関としての責務を全うします。

そのために、統廃合により市域に再編整備した各署所を「消防防災拠点」(※)と位置づけ、各拠点に配備する人員、車両、資機材などの消防資源を効果的に最大限活用し、各消防防災拠点のより一層の強化を図ります。また、各地域において消防防災の中核を担う消防団との連携強化も図っていきます。

これにより市域全体の消防力の更なる強化を図り、全ての人々が安全に安心して生活できる環境を作り、「松江」を守ります。

※ 消防防災拠点とは、署所の再編整備後の北消防署、南消防署、北部分署、東部分署、南部分署、西部分署、湖南出張所のことをいう。

7 消防力強化の重点事項

松江市は、人、自然、歴史、景観など国内外に誇るべき様々な魅力を有しています。消防関係者は、今後も、これら他都市にはない唯一無二の貴重な財産を災害から守っていかねばなりません。

以下、私たち消防関係者が、この魅力ある松江を守っていく上において、特に力を入れていくべき重点事項について示します。



(1) 市民を守る

消防業務にかかわる者の使命は、松江市民の生命と身体及び財産を各種災害から守ることであり、その目的を達成するためには、消防業務全般において松江固有の立地環境やまちの特性を踏まえた様々な取り組みを行っていく必要があります。

【警防と予防】

消防の根源的な業務の一つである火災出動は、当市においても全国的な傾向と同様に中期的には減少傾向にあります。しかし、ここ数年では微増の傾向もみられるなど、建築物の構造の変化や建物用途の多様化、地域の過疎化や郊外化、気象状況の急変

などにより消火活動の難易度は高くなっています。

そのため、まずは、被害の元となる火災を発生させないことが最も重要になります。市民や企業などに対する火災予防啓発や指導のほか、火災の早期収束を目指した活動体制の整備、火災発生原因の分析スキルの向上を図ります。

【救助】

火災、交通事故、水難事故、特殊災害等、多岐にわたる災害現場において人命救助活動を行います。複雑多様化する災害から、市民を守るため、専門的かつ高度な知識と技術を有した隊員のさらなる養成と計画的な活動資器材の更新整備・高度化を図ります。

【救急】

総務省消防庁の推計によれば、進展する高齢化の影響で救急出動件数は2035年までは増加傾向にあるとされています。出動件数の大半が救急に係る活動で占めている本市においても、今後も救急搬送需要の増加が見込まれています。

増え続ける救急需要に対応できる高度な専門的人材の育成と医療機関との密な連携による救急体制の整備を図ります。

(2) 大規模災害から守る

近年、自然災害が頻発し大規模化する傾向がみられるなか、南海トラフ地震や首都直下型地震が、向こう30年以内に70%～80%という非常に高い確率で発生すると予測されており、松江市においても、鳥取県沖合断層や宍道断層の地震による被害の可能性が指摘されており、発災した場合には、2,000人を超える人的被害が予測(※)されています。

また、地球温暖化の影響とも言われる近年の異常気象に関しては、猛烈な雨がここ30年で1.7倍に増加するなど、従来の想定を上回る被害が頻発しています。

ひとたび発災すれば広域化かつ激甚化する恐れのあるこれらの災害に対応していくためにも、出動現場での指揮体制の強化に加え、他地域の消防本部との速やかな相互派遣体制の強化を図り、大規模災害から松江を守る必要があります。

※ 松江市地域防災計画(震災対策編)より

(3) 松江固有の財産を守る

松江市は、沖積平野の上に市街地が栄えた山陰最大の都市であり、島根県の県庁所在市として産業と交通の要衝の地です。また、日本海や宍道湖・中海、大橋川などの多くの水域と島根半島の山々は島根半島・宍道湖中海ジオパーク及びラムサール条約登録湿地にも認定され、中国山地に続く南部の美しい山並みとともに、松江の自然資源の豊かさを物語っています。



また、文化のまちでもある松江市は、先人達の努力のお陰で城下町の風情を生かして発展を遂げ、現在の国際文化観光都市・松江の基礎が築かれてきました。そして私たち市民が先人から受け継いでいる、国宝松江城天守や神魂神社本殿をはじめとする貴重な歴史文化遺産や自然環境、松江ならではの生活・文化は、地域の経済循環にとっても欠かすことができません。

このように豊かな自然と中心的都市としての役割や機能、また、かけがえのない歴史的町並みや文化財などを後世に引き継ぐためにも、火災をはじめとする各種災害から、松江固有の財産を守っていく必要があります。



8 消防力整備方針

社会環境の変化や気候変動などにより消防機関に求められる活動内容の変化や対応範囲の拡大が想定されるなか、限られた人員、車両、資機材などの消防資源を効率的に活用し、最大限の効果を挙げていかなければなりません。

今後も、時代の変化や市民の消防に対する需要の推移について把握・分析し、「松江を守る」という基本理念の実現のために必要な消防力の整備方針を以下に示します。

(1) 消防防災拠点の機能強化

市町村は、その管轄区域における消防事務を十分に果たすべき責任を有しており、必要な人員、施設などの消防力については、管轄区域における市街地の人口、中高層建物の状況、道路整備の状況等を考慮し、当該市町村が決定整備すべきものとされています。

松江市においても同様で、松江市の消防として、松江市の都市構造や防災上の特性を十分に分析し、また、移り行く時代の変化も踏まえ「松江を守る」ために必要となる災害対応力の強化を、より一層図っていく必要があります。

従って、各消防防災拠点の役割を大きく2つに分類し「基幹消防防災拠点」と「地域消防防災拠点」と位置付けます。そして、各拠点が立地する地域の気象条件や地勢等の特性上、必要となる機能(災害対応能力)をそれぞれ付与し強化することで、更なる消防業務の高度化と専門化を推進していきます。



※市内に整備した各消防署所が所管エリアの役割分担を行うとともに常に連携し、市域全域の消防力の向上を図る。

ア 基幹消防防災拠点

「基幹消防防災拠点」とは、北消防署、南消防署のことであり、松江市全域を管轄する中枢的な消防防災拠点のことをいいます。総合統括的な機能を有し、災害発生時には、指揮能力を発揮し、他の消防防災拠点と連携協力し災害の鎮静化を図るという、災害対応上において要となる消防防災拠点です。

署 所	強化する機能
北消防署 	【総合指揮、統括機能】 火災、救助、救急はもとより、自然災害や大規模災害発生時に出動する消防隊、救助隊、救急隊の消防力を最大限に発揮するための現場総合指揮、現場統括機能を強化します。
南消防署 	【救助、特殊災害機能】 火災、交通事故、複雑多様化する特殊災害に的確に対応するため、救助、特殊災害対応機能を強化します。また、大規模災害発生時、全国の被災地における救助活動を迅速かつ円滑に実施できるよう緊急消防援助隊機能を強化します。

イ 地域消防防災拠点

「地域消防防災拠点」とは、各分署や出張所のことであり、市街地周辺部の災害対応にあたる消防防災拠点のことをいいます。地域消防防災拠点が立地する各地域の特性に併せた機能を付与・強化し、災害発生時の初動対応にあたり、基幹消防防災拠点と連携協力することで災害の拡大防止を図ります。

署 所	強化する機能
北部分署 	【原子力災害対応機能】 管轄エリア内に島根原子力発電所が立地する特性を踏まえ、事業者との合同訓練等の連携・協力をとって火災予防に努めます。 また、原子力発電所内での災害発生時には的確な情報収集を行い、安全・確実に消防活動を行えるよう施設の特長性を踏まえた対応を強化します。
東部分署 	【水難救助機能】 海上及び管轄水域で発生した水難事故などから市民を守るために、第八管区海上保安本部などの関係機関と連携し、水難救助対応力の更なる充実強化を図ります。

署 所	強化する機能
南部分署 	【風水害対応機能】 風水害による浸水被害や河川などの氾濫危険時の他、土砂災害発生時の風水害対応機能を強化します。
西部分署 	【高速道路災害対応機能】 山陰自動車道や中国横断自動車道尾道・松江線などの高速道路上で発生した交通事故や車両火災などから被災者を速やかに救出するための高速道路災害対応機能を強化します。特に近隣の消防本部と連携して活動する広域活動体制の整備についても強化します。
湖南出張所 	【救急機能】 救急隊員を教育する施設として救急室及び医療機関と連携し救急研修の充実・応急救護体制の強化を図ります。 ・救急研修の充実 指導救命士や救急救命士を配置し、研修教育体制を整備します。出動需要の多い日勤帯の救急出動や、新規救急救命士の育成、救急隊員の再教育や長期休暇からの復職にも対応します。 ・応急救護体制の強化 安心して暮らせる環境づくりのため、応急手当講習の普及など市民協働による応急救護体制を強化します。

(2) 地域防災の緊急時初動対応能力を強化

近年の異常気象に起因する突風などが引き起こす建物外壁の倒壊や飛散の危険性、河川への油流失による環境破壊、道路への土砂流出などの交通障害など、市民生活に重大な影響を与える可能性がある事象で、緊急応急的な対応が必要な場合に、消防が有する「機動力」と「常時対応可能な体制」という強みを活かし、主管部署が対応にあたるまでの発災初動時に危険排除を中心とした活動を行います。

このように、地域防災の緊急時における初動対応を消防が担い強化していくことで、その後の被害拡大を防止し、事態の早期終息を図ります。



(3) 火災・救急・救助・予防体制の強化

市民を守るため市町村の重要な任務の一つとして、消防業務があり、火災・救急・救助・予防業務は、消防の根幹をなすものです。そして、現在では、これら従来の消防業務にとどまらず、自然災害やテロ災害等の新たな事象への対応なども必要となっています。

災害は多様化、複雑化するなか、これからも市民の期待に応えていくためには、消防の基本となる火災・救急・救助・予防技術の習熟はもとより、持続可能な消防人材の確保や広域応援体制などの組織運営の視点、資機材の計画的整備や高度化、限られた財源の有効活用など、多様な視点が欠かせません。

今後も消防の責務を確実に果たしていくため、本計画で示す消防体制の実現による不断の業務改善により火災・救急・救助・予防体制の強化を図ります。



(4) パートナーシップの構築

消防活動(警防・救助・救急)は大変な危険が伴うため、専門的な知識や技術を習得した消防職だから可能とされる特殊な分野と思われがちです。しかし、災害の原因の多くは日頃からの日常生活の営みによるところが大きいことを考慮すると、「松江を守る」ためには、消防関係者はもとより、松江に関わるすべて人が自ら主体的に災害を予防する意識を持つことが重要です。

地域防災の中核を担う消防団員の確保・育成はもとより、学校、企業、地域での訓練指導や応急手当講習、近隣消防本部との合同訓練等を通じて、多様な立場の人々との良好なパートナーシップを構築し、安心・安全な松江を実現します。



9 関連規定等の整備

「市町村消防計画の基準」(昭和 41 年消防庁告示第 1 号)に必要と定められている計画のうち、本市が既に整備を終えた消防関係規程等の状況は、【資料編 表 1】のとおりです。今後、状況に応じて更に新たな規程等の制定や改定が必要となった場合には、速やかに必要な対応を行います。

第 2 章

整 備 計 画



1 消防体制の充実・強化

(1) 組織・人員体制の強化

ア 組織体制の強化

【現状と課題】

近年、常備消防分野においても担い手不足は深刻になっています。人員数の確保は安定した出動体制と迅速確実な現場活動にとって不可欠であることから、本市では令和4年度実施の職員採用試験から社会人経験者枠や U・I ターン枠(消防経験者)を導入するなどして、幅広い人材獲得を行うとともに、SNS を活用した情報発信にも注力しています。しかし、受験者数は減少傾向が続いており、加えて早期退職も毎年一定数あるなど、依然として人材の確保に苦慮している状況です。

また、現場で求められる知識や技術は年々多様化、高度化しています。職員一人一人が消防のエキスパートとしての自覚を持ち、市民の信頼と期待に応えることができるよう、訓練の質の向上や装備、資機材の計画的な配備・高度化のほか、業務の効率化や組織体制の見直し、職員の働きやすさの向上、安定的な財源の確保など、総合的な視点で課題解決に取り組む必要があります。

【施策の方向性】

<「松江市消防計画」の着実な遂行>

「松江を守る」という基本理念実現のために、目まぐるしく移り変わる社会情勢や市民ニーズを的確に把握・分析し、任務を遂行します。消防力整備検討委員会による計画の定期的な進捗管理をはじめ、各種統計データの積極的活用など、活動の質を高めていきます。



<実践重視の組織体制>

災害現場での対応力や調整力を高めるための専属指揮隊の新規設置のほか、増え続ける救急需要へ対応するため、救急室の課への再編、予防業務をはじめとする関連業務の整理など、実践を念頭に置いた機能的な組織の実現を目指します。

<持続可能な消防人材の確保>

松江市内での消防職への就職を希望する学生を増やすため、市内外の高校や専修学校、高等教育機関等への働きかけを強化するとともに、現行の職員採用試験の改善点等を分析し、より幅広く応募していただける制度となるよう目指します。

また、出動体制に大きな影響を及ぼす現役世代の早期離職を抑制することも最重要課題の一つです、令和5年度に国のモデル事業として実施した「女性消防吏員活躍推進モデル事業」をはじめ、業務に必要な資格取得支援や職場環境の改善、若手職員の積

極的な施策参画などにより、風通しの良い働きやすい職場風土の醸成と松江消防の一層の魅力向上に努めます。

併せて、定年延長や加齢とともに体力が低下して現場活動が困難な職員の新たな働き方についても検討し、現役世代における安心感を創出します。

さらに、国内で発生する大規模災害や広域災害、海外への災害出動派遣などの高度なスキルが求められる事案に対応できる職員を継続的に育成するため、島根県の代表消防本部として県内はもとより他県の本部との合同・連携訓練の機会を有効活用するとともに、国や県などの関係機関への職員派遣を含めた連携を強化していきます。

<財源の確保>

施設の活用処分については公共施設適正化計画に基づき、必要性に応じて有効活用のほか早期処分による収入確保を目指します。

資機材の更新整備にあたっては、各種補助制度や交付税措置のある地方債などの有利な財源を積極的に活用するとともに、国や県の関係課と連携し制度の継続及び新設・拡充を求めます。

イ 消防職員の職務能力の向上

【現状と課題】

多様化・複雑化する災害に柔軟に対応するためには、消防組織に属する一人一人の職員が公安職としての自覚を強く持ち、主体的・積極的に自身の能力を高め、持てる力を十分に発揮できる環境づくりが求められます。

現在は島根県消防学校での初任総合教育をはじめ、恒常的な職場内研修や関係機関との連携による実習などを通じて消防人としての資質向上とスキルアップを図っているほか、専属指揮隊の設置に向けた先進自治体消防局(本部)への派遣研修も積極的にしており、今後も継続的なスキルアップ等の機会創出が必要です。

【施策の方向性】

松江市において求められる消防職員としての資質・能力を育成するため、「松江市消防本部職員人材育成基本方針」の方針に沿って、以下の3点を軸とした職務能力の向上に努めます。

■職員研修

実効的な職場内訓練(OJT)の実施はもとより、消防大学校等の専門研修機関への職員派遣や外部機関等への研修を行い、より高度な知識・技術を習得し、災害対応能力向上を図ります。



また、総務省消防庁、島根県消防学校及び島根県防災航空隊等への職員派遣について関係機関に積極的に働きかけ、習得した専門的な知識、技術などを松江市の消防行政運営に活かしていきます。

■人事管理

消防職は24時間交代制勤務が基本であることが特徴ですが、消防署の管理職については平日日中の勤務とすることで、災害現場への出動案件だけでなく業務全般にわたる関係機関との連絡調整や職員の健康管理ができる体制を強化していきます。特に惨事ストレスをはじめとする職員のメンタル不調にも適切に対応できるよう、管理職の資質向上に努めます。

■職場環境整備

令和5年度に全署所に女性仮眠室を設置したほか、適宜「産休・育休明け復帰プログラム」の適用の取り組みを行うなどして、性別を問わず、誰もが働きやすい職場づくりを行っています。引き続き、女性職員の活躍推進はもとより、各種ハラスメントの防止、ワークライフバランスの実現などに向け、働きやすい職場環境整備に努めます。

(2) 部隊の強化

ア 指揮体制

【現状と課題】

近年、従来は想定されていなかったような災害の発生や、建築物の高層化・使用形態の複雑化などにより、全国的に災害現場における事故や消防職員の殉職が後を絶ちません。消防が活動する災害現場は、予測不能な危険因子が多数存在し、消防団を含む複数の部隊が共同して災害対応にあたることから、情報の収集や伝達、安全管理が大変重要です。

そのため、国は平成17年の「消防力の整備指針」改正により市町村に対し指揮体制の整備を要請することとしました。中核市においては9割強の消防本部(局)が既に指揮隊を設置しました。一方、人員不足等により残念ながら本市においては未設置の状態です。

そのような中、令和3年4月に発生した島根町加賀大規模火災は、延焼範囲が広範囲に及び、その災害実態の把握や隊員の安全管理、消防団や関係機関への指示や情報伝達が困難を極めた火災となりました。これらの任務は本来、災害現場を統括する指揮隊が実施すべき内容ですが、指揮隊を設置していない当消防本部にとっては改めて指揮体制の脆弱性を痛感したところです。今後は本火災を教訓に検討を重ね、早期の専属指揮隊設置を目指します。



【施策の方向性】

消防隊員の安全管理の確保及び効果的な現場活動遂行の観点から、責任ある者が高度な情報収集と判断を下し、組織的で厳格な指揮活動を行うため、新たに専属の指揮隊を設置します。

そのため、専属指揮隊設置に向けた検討を続けると共に、先進自治体消防局（本部）への継続的な研修派遣、そして、指揮活動に係る高度な知識を持った指揮担当職員を配置するために適正な実働人員（※）を確保します。これにより、消防本部の消防力が一層強化され、災害の早期収束と被害軽減を図ります。

※ 職員総数から長期研修者（新規採用、救急救命士養成研修）を除いた職員数のことをいう。

イ 警防隊

【現状と課題】

当市における火災発生件数は、全国的な傾向と同様に中期的には減少傾向にあります。しかし、消火活動の困難性は、建築物の高層化や建物用途の多様化・複雑化などに伴い一段と難易度が高まっています。

また、火災件数の減少は喜ばしいことではありますが、反面、若年消防職員の実戦経験が少なくなっていることを意味します。今後はこれを加味して広範な知識、技術、経験、能力などを継承し、安定的な消防活動を今後も維持していかなければならないという課題があります。



【施策の方向性】

警防隊は、火災対応や救助活動、救急支援活動、台風や集中豪雨による自然災害、地震等の大規模災害など多岐にわたり活動します。

従って、職員研修等による各種災害に対する知識の習得や、OJTや想定訓練などによる技術の向上を図ります。また、火災調査体制を確立し、火災原因を究明し効果的な予防・警防体制を確立します。

また、その調査結果を平素の予防査察、その他の予防上の指導に反映させ、予防業務の積極的な推進により防火対策を促進します。

同時に、各消防防災拠点の警防隊に地域特性に合わせた必要な機能を付与することで警防隊体制の充実強化を図ります。

ウ 救助隊

【現状と課題】

近年、自然災害や地震災害、更には国際的な各種イベント開催に向けたテロ災害など、災害態様が複雑多



様化する中において、このような災害現場で対応できる救助隊員の養成が急務となっています。

また、救助隊は多数の資機材を積載・管理しており、それらの機材が災害現場において常時良好な状態で使用できる様、徹底した管理と老朽化に伴う資機材の見直しを計画的に行っていく事が必要です。

【施策の方向性】

救助隊は、主に火災、交通事故、水難事故、特殊災害等、多岐にわたる災害現場において人命救助活動を行っています。

従って、基幹消防防災拠点に配置した救助隊の体制強化を図るため、消防大学校及び県消防学校等で実施する救助隊員の専科教育への派遣と、職場内で行う訓練を計画的に実施し、専門的かつ高度な知識と技術を有した救助隊員を養成し、活動資機材の計画的に見直し、更新を行います。

Ⅱ 救急隊

【現状と課題】

本市の救急出場件数は、令和 5 年には10,000件を超え、10年前(平成 25 年)の出動件数と比較すると約3,300件の増加がみられました。その中でも市街地を管轄区域にもつ北消防署、南消防署及び湖南出張所の出動件数が 8 割(約8,000件)で、その内、北消防署については救急出場件数が総件数の4割弱(約3,700件)を占めています。(※)

また、日勤帯(8時から18時)の出動件数は全体の6割(約6,500件)を超えています。今後も高齢化の進展による救急需要の増加が予測されていることを鑑み、本市の救急体制のあり方を検討し対策を講じる必要があります。

※北消防署の救急対応は、専属救急隊1隊と兼務隊(警防隊と救急隊)1隊で担う。
令和5年は専属救急隊が約 2,900 件、兼務隊が約800件出動している。



【施策の方向性】

市民の命を守るため、救急救命士をはじめとする救急隊員の更なる育成、研修体制の充実強化を行います。

また、北消防署と南消防署には各2隊の救急隊を設けていますが、その内1隊については消防隊との兼務体制をとっています。従って、総救急件数の4割弱の出動件数を占める北消防署においては、増加する救急需要への対応や、管轄内で同時に発生する救急出動と火災等の災害出動の重複に対応できるよう、隊の専属化を検討します。

さらに、大部分を占める日勤帯の救急要請への対応、職員の労務管理の観点から、日勤の救急隊を新設することも検討します。

(3) 消防車両・装備及び消防水利の充実

ア 消防車両・消防資機材等の整備



【現状と課題】

消防車両及び消防資機材は、その性能が十分に発揮できるよう、定期的な法定検査や日常的な点検等を実施しています。しかし、経年による劣化は避けられず、その更新については経過年数を基本とし、使用頻度や老朽化の度合など総合的に判断していかなければなりません。

今後も財政事情を考慮しつつ、複雑多様化する災害や社会情勢の変化などに合わせた車両の更新整備を行う必要があります。

【施策の方向性】

各消防防災拠点に必要な消防車両を検討し、「消防車両更新年次計画」に基づいた計画的な車両の更新整備を行います。また、消防車両台数の適正化や、地域特性や大規模災害に対応可能な必要機能の検討、環境に配慮した低公害車両の導入など、効率的で効果的な消防車両整備を行います。

消防資機材については、消防戦術上の効果等を確認したうえで、資機材の軽量化や自動化、隊員が使用する装備の安全性を検討し、身体的負担の軽減と安全確実な活動につなげるための資機材整備を積極的に進めます。

イ 消防水利の整備

【現状と課題】

消防水利は、火災の発生時に円滑な消火活動を行うため、人員・資機材とともに必要不可欠なものです。

大規模地震などの災害時に有効な消防水利を確保するため、耐震化された消防水利を整備することが急務となっています。

【施策の方向性】

消防水利整備計画に基づき、大規模地震などの災害時にも的確に対応するため、耐震化される水道管に消火栓を設置するとともに、継続して適切な防火水槽の候補地を調査して選定し、耐震性を有する防火水槽を整備します。



(4) 通信指令業務の充実

ア 通信指令管制体制の強化

【現状と課題】

通信指令業務は、災害対応の中核を担い、消防隊が効果的に活動できるように、今後も通信指令管制体制の強化が必要です。そして、大規模災害発災時にもこの体制を維持しなければなりません。

ソフト面では指令課員の聴取能力や専門的な知識の向上、各種災害に対応可能な人材の育成を進める必要があります。

一方、ハード面では DX 化推進や情報共有システムの活用、バックアップシステムの構築によって非常時の対応を強化することが求められます。

また、市民や外国人を含む観光客が安心して過ごせるよう、時代に応じた通信指令設備の整備も検討しなければなりません。



【施策の方向性】

各種研修等を通じ、指令課員の情報収集能力や冷静な判断力、口頭指導能力など、指令課員として必要な高度で専門的な知識・能力を高めます。また、映像通報システムなどを活用し、確実かつ迅速な情報収集と口頭指導を行い、消防防災拠点の各部隊に的確な出動指令と正確な情報共有を実施して、災害の早期終息を目指します。

高機能消防指令センターや消防救急無線設備については、計画的かつ効果的な更新整備を行い、災害対応に備えます。さらに、これらの設備の適切な維持管理と長寿命化対策を検討します。

(5) 消防団の充実強化

ア 消防団員の確保

【現状と課題】

消防団の抱えるもっとも大きな課題は団員数の減少と高齢化です。現状、本市においては令和6年4月時点での消防団員数は1,881人であり、ここ10年で約11%減少しています。また、平均年齢は45.4歳であり、ここ10年で5.1歳上がっています。



全国的にも同様の傾向が見られ、本市においても、さらなる消防団員数の減少と高齢化が懸念されています。

また、消防団員のいわゆるサラリーマン化による日中昼間の地域防災力の確保や消防団員の被服、車両等の装備についても限られた財源の中で課題が残っている状況です。

【施策の方向性】

「松江市消防団充実強化計画」を基本とし、消防団OB団員をはじめ、女性団員(女性分団)や大学生団員を機能別団員として積極的に採用します。消防団OB団員については、日中昼間の地域消防力確保のため有事の際の消防団員の活動補助に従事し、女性団員や大学生団員については、主に予防広報面の活動に従事するなど、活動用途に応じた団員の加入を進めます。併せて、消防団の魅力を発信し、団員の加入促進を図るため、地域の活動に積極的に参加し、SNSなどを活用した広報活動も行います。

また、令和5年度に作成した消防団を紹介する副読本を活用し、小学生を対象とした出前授業を通じて、消防団に対する理解促進、幼少期からの防火・防災思想の普及啓発活動を進めていきます。

引き続き、消防団員の訓練をはじめ、消防団車両や機庫、装備等についても、松江市消防団充実強化計画を基本として消防団員の声を聞きながら、安心して活動ができるよう計画的に整備を進めていきます。



2 救急体制の充実・強化

(1) 救急体制の充実

ア 救急救命士の養成強化

【現状と課題】

平成3年の救急救命士法の施行以来、当本部は救急救命士の養成に努めてきましたが、救急救命士の年齢上昇に伴う管理職職員への登用や救急救命士の退職により、救急救命士としての業務から離れる職員が出始めています。

同時に救急救命士の養成には、6か月間の専門研修後の国家試験に合格したうえで、医療機関における160時間以上の病院実習が必要となります。さらに、気管挿管などの医療行為を行うためには、現場経験の後、2か月程度の病院実習が必須となるなど養成には時間を要します。従って、救急救命士の計画的養成をより一層推進する必要があります。

また、救急救命士に指導・教育を行う指導救命士の必要性が高まっており養成が必要です。この指導救命士養成は100時間以上の専門研修を受けた後、島根県救急業務高度化推進協議会に認定を受ける必要があります。



【施策の方向性】

退職やワークライフバランスも考慮したうえで、救急救命士を安定確保する必要がある、安心・安全な市民生活を支えるために救急救命士を年間4名の養成を基本とし、採用による確保もあわせて計画的な人材確保に努めます。

また、日々進歩する医療に対応すべく、救急救命士の質の維持・向上が必要であり、それらの教育を行う指導救命士を年間1名養成し、質の高い救急医療の提供に努めます。

イ 教育体制の充実

【現状と課題】

国(総務省消防庁)は、救急救命処置の維持向上を図るためには、救急救命士の資格を有する救急隊員の教育が重要であると示しています。救急救命士の再教育内容や病院実習は、医療機関と緊密な連携を図り実施する必要があり、さらに処置範囲



拡大などに適応するため、生涯教育及び日常教育などを充実強化する必要があります。

【施策の方向性】

救急に特化した湖南出張所を研修拠点施設として、指導救命士が中心となり、医師と連携しながら救急隊員を日常的に教育研修する体制を構築し、質の維持・向上を図ります。また、医療機関と連携した病院実習プログラムなどの構築や救急救命士の処置範囲拡大などの高度化に対応します。

（２）市民との協働による応急救護体制の充実

ア 応急手当の普及啓発の促進

【現状と課題】

本市における令和5年の心肺停止傷病者に現場で居合わせた人（バイスタンダー）の応急手当実施状況は、救急要請された全体件数の63.8%です。心肺停止の場合、脳は心臓が停止してから、3～4分以上そのままの状態が続くと回復が困難とされるため、119番通報から救急隊員が到着するまでの空白の約9分間に果たすバイスタンダーの応急手当はとても重要です。一人でも多くの市民を救うため、応急手当講習を積極的に開催し普及啓発を図る必要があります。



【施策の方向性】

119番通報から救急隊員が到着するまでの口頭指導を充実させることはもとより、SNSを活用した広報活動や自治会や教育機関等と協働して応急手当の普及啓発を積極的におこない、低年齢層から成人まで幅広い年齢層が応急手当を身に付け、安心して暮らせる環境づくりに取り組みます。

また、応急手当講習を指導するための応急手当普及員を増やします。普及員育成を行うことで、講習実施数を伸ばし、更なる普及啓発の促進を図ります。

3 防火対策の充実・強化

(1) 火災予防対策の推進・強化

ア 住宅防火対策の推進

【現状と課題】

本市で発生している建物火災の出火件数を火元建物の用途別にみると、住宅での火災が最も多く発生しています。住宅火災の被害軽減には住宅用火災警報器の設置が有効ですが、適切な維持管理が行われないことによる機能不良が懸念されます。

そして、火災の発生を予防するためには、日頃から火災予防に対する知識と理解を深め、それを実践することが重要であり、こどもの頃から、防火思想を育んでいく必要があります。

【施策の方向性】

住宅用火災警報器は、平成 23 年6月に全ての住宅への設置が義務化され、令和3年6月に 10 年を経過したことから、定期的な点検や老朽化した機器の交換といった、適切な維持管理を推進することが重要です。

このことから、火災予防運動に合わせたイベントの開催、訓練指導、防災教育及び公式 SNS をはじめとした広報活動等を通じ、積極的な防火意識の普及啓発を行い、住宅火災における被害の軽減を図ります。



イ 防火管理体制の強化

【現状と課題】

高齢者や障がい者が入所する福祉施設、有床の医療施設をはじめ、多数の人が出入りする建物においてはひとたび火災が発生すると、多くの人的被害を伴う危険性があります。そのような建物に対しては、優先的に立入検査を行い、消防法令違反の内容によっては、火災予防上の観点から早期に違反を是正することが重要であることから、専門的な知識と判断力を有する査察員の養成と査察執行体制の充実が求められます。



また、防火管理者を選任し自主防火管理体制の充実を図ることは、火災の発生を予防し、火災が発生した場合でも、その被害を最小限にとどめるうえで、極めて重要な制度であり、建物の管理権原者などに防火管理の重要性を十分に認識させ、防火管理体制を強化していくことが求められています。

【施策の方向性】

予防技術資格者(※)を適正に配置し、立入検査及び違反是正を効果的に推進するため査察執行体制の充実強化を図ります。また、必要な知識を有する査察員を養成するための教育体制を充実します。

これにより、建物に対して計画的に立入検査などを行い、関係者に対し、防火管理の指導を行うと共に、防火管理者講習を継続して開催し、防火管理者を育成することで、防火管理体制の構築を推進します。

※ 火災予防に関する業務を的確に行うため消防庁長官が定める資格を取得した高度な知識及び技術を有する者。

(2) 危険物施設等の事故防止

ア 危険物施設等安全対策の強化

【現状と課題】

全国的に、危険物施設については、その施設数は減少傾向にあるものの、火災・流出事故の発生件数は横ばいの状況で事故発生率が高まっていると言えます。その原因としては、設備の維持管理不適による人的な要因及び施設における設備等の老朽化による物的な要因が多くを占めています。

これらのことから、危険物施設等(※)における事故防止に関する安全対策の強化のため、各施設に則した安全対策を行い、本市全ての危険物施設等における安全確保の徹底が必要です。



【施策の方向性】

危険物等を取り扱う事業所に対して、継続的な立入検査の実施、各種研修会等の機会を捉え事故事例などの共有を行い、関係機関が一体となって安全対策、事故防止対策を推進します。

これにより、危険物取扱者などの有資格者による自主保安体制の強化及びコンプライアンス(法令遵守)の更なる徹底など、事故の防止と事故発生時の初動体制の強化による被害の軽減を図ります。

なお、「予防技術資格者」を適正に配置し、立入検査及び違反是正を効果的に推進するための査察執行体制の充実強化を図ります。また、必要な知識を有する査察員を養成するための教育体制を充実します。

※ 危険物、高圧ガス及び火薬等を貯蔵し、又は取り扱う設備

4 主たる整備内容

本計画期間中(令和4年度から令和11年度)の主要な整備内容については以下のとおりです。

項目	内容(KPI等)	整備方針
1. 消防体制の 充実強化	現場実働人員の確保	現場実働人員の確保を最優先に定数 270 名の消防人員の確保を図る。(必要に応じ職員定数を精査) 内外の研修により専門的な知識と技術を持った職員を確保するため継続的な職員研修を行う。
	現場指揮者の養成(指揮隊の設置)	警防課に指揮係を設置し、北消防署に指揮隊人員(9名)を設置する。 また、本部全体の指揮能力向上のため、毎年 3 名の現場指揮者を育成する。
	消防車両・消防資機材等の更新整備	車両更新年次計画に基づき消防車両(救急車を含む)を毎年更新整備する。 また、安全確実に効率的な任務の遂行及び隊員の負担軽減に繋げるための消防資機材についても計画的に整備する。
	消防水利の更新整備	松江市上下水道局の水道管路耐震化事業に併せ消火栓の新設、移設を実施する。 また、防火水槽についても消防水利整備計画に基づき新設整備する。
	高機能消防指令センターの更新整備	高機能消防指令センターの主要部分について部分更新・整備を行う。
	消防救急デジタル無線の更新整備	消防救急デジタル無線を更新整備する。
	その他消防資機材及び被服の計画的な更新整備	安全確実に効率的な任務遂行のために必要な資機材や消防隊員の被服の整備を計画的に行う。
2. 救急体制の 充実強化	救急救命士の養成	毎年4名の救急救命士を養成 <運用救命士(※1)70名体制>
	指導救命士の養成	毎年 1 名の指導救命士を養成
3. 防火対策の 充実強化	重大な違反對象物(※2)の是正率	是正率100%
	年間査察件数	年間 900 件の査察(危険物施設等を含む)を実施
	予防技術資格者の養成	毎年2名の予防技術資格者を養成

※1 救急救命士の資格保持者のうち、現に救急業務に従事する救急救命士のことをいう。

※2 特定防火対象物(不特定多数の方や自力で避難することが難しい方が利用する建物等)で、屋内消火栓設備、スプリンクラー設備、自動火災報知設備のいずれかの設備の設置義務があるにもかかわらず未設置の状態をいう。

資料編



市町村消防計画の基準と消防本部の諸計画との整合

「市町村消防計画の基準」(昭和 41 年消防庁告示第 1 号)に定められている必要な計画のうち、既に整備されている規程等の状況は、下表のとおりです。

表 1 市町村消防計画の基準と消防本部の諸計画との整合表

市町村消防計画の基準(消防庁告示)		対応する主な規程等
計画の種別	計画の項目	
1 組織計画	1 事務機構 2 災害時の消防隊の編成	・松江市職員定数条例 ・松江市消防本部及び消防署の設置等に関する条例 ・松江市消防長及び消防署長の資格を定める条例 ・松江市消防本部の組織に関する規則 ・松江市消防署の組織に関する規程 ・松江市消防職員の階級及び職名に関する規則 ・松江市消防本部事務決裁規程 ・松江市消防本部処務規程 ・松江市消防署処務規程 ・松江市消防吏員の服制に関する規則 ・松江市消防団の設置等に関する条例 ・松江市消防団の組織等に関する規則 ・松江市消防団の運営に関する規程 ・松江市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例 ・松江市消防団員の階級に関する規則 ・松江市消防団員の訓練、礼式及び服制に関する規則 ・松江市消防団における機能別団員に関する規程 ・松江市救急業務規程 ・松江市消防衛生管理規程 ・松江市警防規程 ・松江市警防活動要綱 ・松江市火災調査規程 ・松江市救助業務規程 ・松江市救助活動要綱 ・松江市消防本部業務継続計画(大規模地震編)

		・警防体制検討委員会設置要綱 ・松江市消防本部車両管理規程 ・消防災害対策本部設置運営計画
2 消防力等の整備指針	1 消防力等の現況 2 消防力等の増強 3 消防力等の更新 4 施設及び資器材等の整備点検	・消防力整備検討委員会設置要綱 ・松江市消防団充実強化計画 ・松江市消防通信業務規程 ・松江市消防職員非常招集規程 ・松江市消防団員被服貸与規程 ・松江市消防本部通信運用要綱 ・救急業務規程(再掲) ・薬剤管理マニュアル ・松江市消防機械器具取扱規程 ・松江市消防力整備実施計画(水利計画) ・消防車両整備検討委員会設置要綱 ・松江市消防本部車両管理規程(再掲) ・警防体制検討委員会設置要綱(再掲)
3 調査計画	1 消防地理調査 2 消防水利調査 3 災害危険区域等調査 4 被害想定図の作成	・松江市警防規程(再掲) ・松江市警防活動要綱(再掲)
4 教育訓練計画	1 教育 2 訓練	・松江市消防安全管理規程 ・松江市消防訓練時安全管理要綱 ・松江市消防本部人材育成基本方針 ・救急業務規程(再掲) ・消防職員海外派遣研修実施要綱 ・消防訓練大綱 ・松江市消防本部機関員認定要綱
5 災害予防計画	1 火災予防指導 2 火災予防査察 3 風水害の予防指導 4 広報活動	・松江市火災調査規程(再掲) ・火災調査規程事務処理要綱 ・松江市火災予防条例 ・松江市火災予防条例施行規則 ・消防法の施行に関する規則 ・消防法施行令等の施行に関する規程 ・松江市火災予防査察規程 ・松江市火災予防違反処理規程

		・松江市危険物の規制に関する規則 ・違反対象物公表規程 ・防火対象物点検報告特例認定事務処理要綱 ・防災管理点検報告特例認定事務処理要綱 ・喫煙、裸火使用又は危険物品持ち込み禁止場所の指定について ・必要な知識及び技能を有する者の指定について ・防火対象物の点検基準及び報告書の様式について ・防火基準適合表示要綱
6 警報発令伝達訓練	1 火災警報 2 その他警報の伝達及び周知	・火災警報発令時等の消防体制に関する要綱
7 情報計画	1 情報収集 2 情報報告及び連絡 3 情報広報 4 情報記録	・災害情報提供マニュアル ・松江市警防規程(再掲) ・震災警防活動要綱
8 火災警防計画	1 消防職員及び団員の招集 2 出動 3 警戒 4 通信 5 火災防ぎょ	・消防団震災時対応マニュアル ・松江市消防通信業務規程(再掲) ・松江市消防職員非常招集規程(再掲) ・松江市消防本部通信運用要綱(再掲) ・松江市警防規程(再掲) ・松江市警防活動要綱(再掲) ・松江市消防本部指揮隊運用要綱 ・松江市消防本部消防隊運用要綱 ・松江市救助業務規程(再掲) ・松江市救助活動要綱(再掲) ・震災警防活動要綱(再掲) ・島根原子力発電所における警防活動要綱 ・放射性物質取扱事業所等における警防活動要綱 ・島根原子力発電所警防活動計画
9 風水害等警防計画	1 消防職員及び団員の招集 2 出動 3 資器材の配備 4 監視警戒	・消防団震災時対応マニュアル(再掲) ・松江市消防通信業務規程(再掲) ・松江市消防職員非常招集規程(再掲) ・松江市消防本部通信運用要綱(再掲) ・消防本部風水害応急計画

	5 事前措置の指示の方法 6 通信統制 7 応急給食	
10 避難計画	1 勧告及び指示の基準 2 勧告及び指示の伝達 3 避難場所の指定及び誘導方法 4 避難場所の警戒	・松江市警防規程(再掲) ・震災警防活動要綱(再掲)
11 救助救急計画	1 非常招集 2 出動 3 通信統制 4 医療機関等との協力体制	・松江市消防通信業務規程(再掲) ・松江市消防職員非常招集規程(再掲) ・松江市消防本部通信運用要綱(再掲) ・救急業務規程(再掲) ・患者等搬送事業認定等に関する要綱 ・松江市集団救急事故活動計画 ・感染症対応マニュアル ・松江市消防本部バイスタンダーサポート実施要領 ・松江市救助業務規程(再掲) ・松江市救助活動要綱(再掲) ・震災警防活動要綱(再掲) ・生物剤等に起因する警防活動要綱 ・島根原子力発電所における警防活動要綱(再掲) ・放射性物質取扱事業所等における警防活動要綱(再掲) ・島根原子力発電所警防活動計画(再掲) ・救急救命士の運用等に関する要綱 ・松江・安来地区 MC 救急活動プロトコル
12 応援協力計画	1 協定機関 2 応援の方法 3 資料の交換	・島根県消防相互応援協定 ・中海地区消防相互応援協定 ・中海・宍道湖・大山圏域消防相互応援協定 ほか 4 協定 ・後方支援本部設置運営計画 ・本土側医療機関医師等同乗による離島救急患者

		緊急搬送実施要領 ・IRT 派遣要綱(松江消防) ・IRT 出動計画(松江消防) ・IRT 派遣フロー(松江消防) ・松江市消防本部国際消防救助隊員選考基準 ・緊急消防援助隊応援計画(松江消防) ・緊急消防援助隊受援計画(松江消防) ・緊急消防援助隊後方支援活動計画(松江消防)
--	--	--

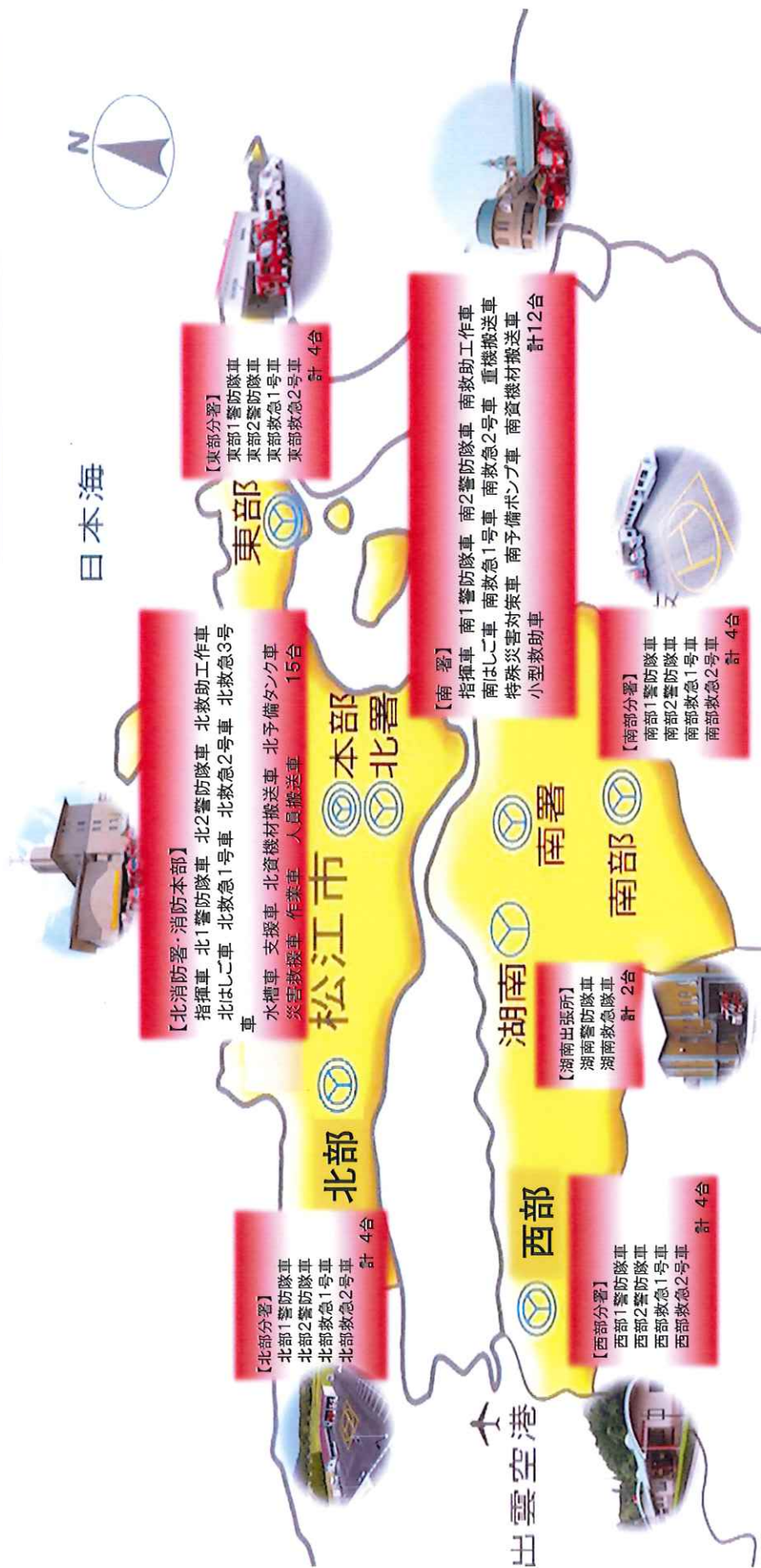
消防庁舎一覧

令和 6 年 4 月 1 日現在

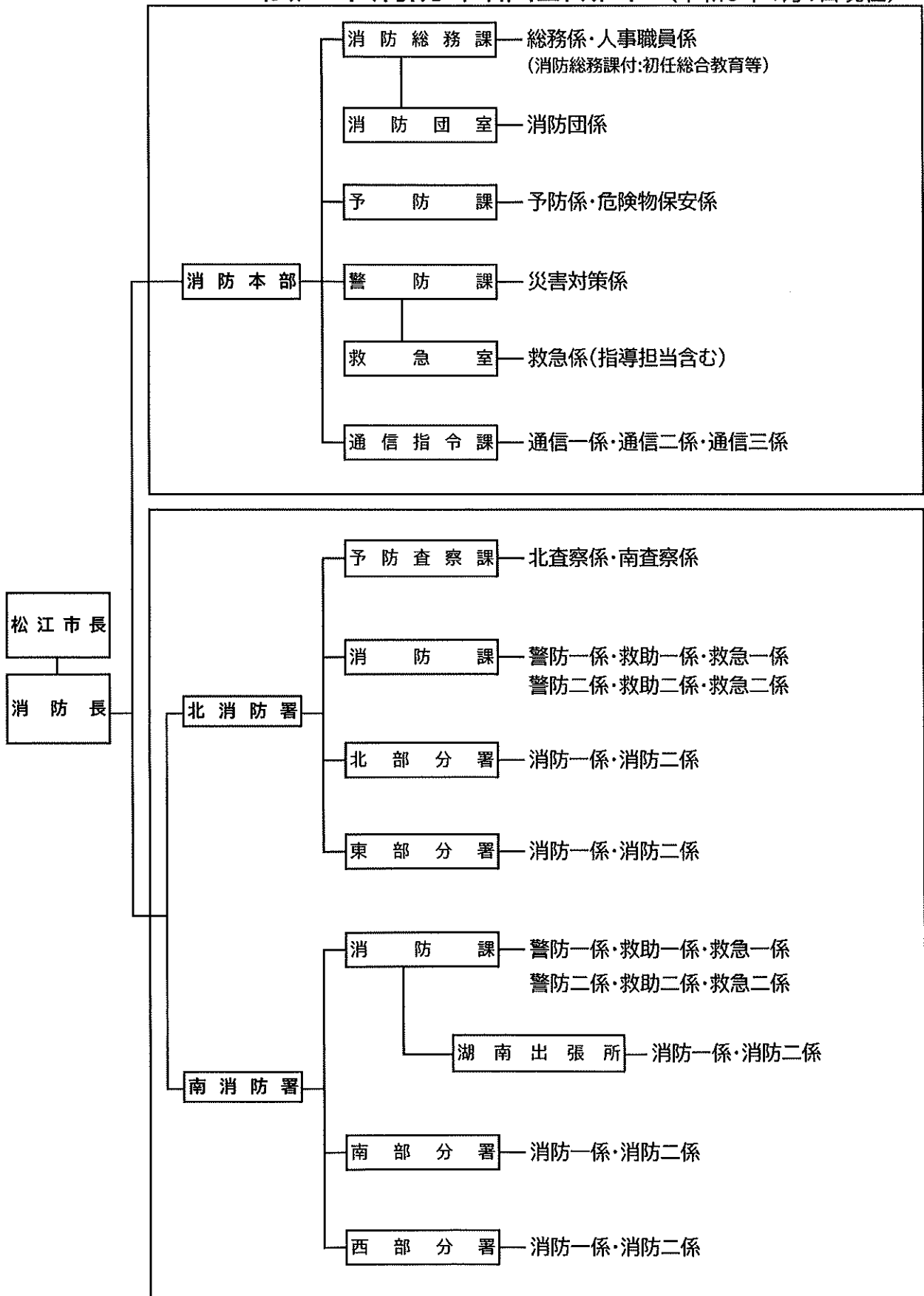
署 所	所 在 地	建 築 年月日	敷地面積 (㎡)	建築面積 (㎡)	延面積 (㎡)
松江市消防本部	松江市学園南 一丁目17番3号	H元. 3.20	5,995.00	1,727.27	4,470.97
松江市北消防署					
北 部 分 署	松江市西長江町 41番地2	R3.10.1	3,994.80	759.25	748.24
東 部 分 署	松江市美保関町 下字部尾 1160 番	H25.3.29	12,366.00	713.70	693.60
松江市南消防署	松江市矢田町 250番地199	H9. 6.12	4,116.00	1,152.68	2,113.38
南 部 分 署	松江市八雲町 東岩坂369番1	H28.3.25	3,837.00	719.60	748.20
西 部 分 署	松江市宍道町 佐々布295番地5	H15. 7.15	1,973.17	628.35	628.35
湖 南 出 張 所	松江市乃白町 32番地6	H21. 3.25	894.63	436.27	617.56

松江市消防本部管内図

人口 : 196,021人
 世帯数 : 91,796世帯 (世帯割2.14人/世帯)
 面積 : 572.96km² (人口密度342人/km²)
 組織 : 2署4分署1出張所
 (島根県ホームページ 住民基本台帳人口より 令和6年1月1日現在)



松江市消防本部組織図 (令和6年4月1日現在)



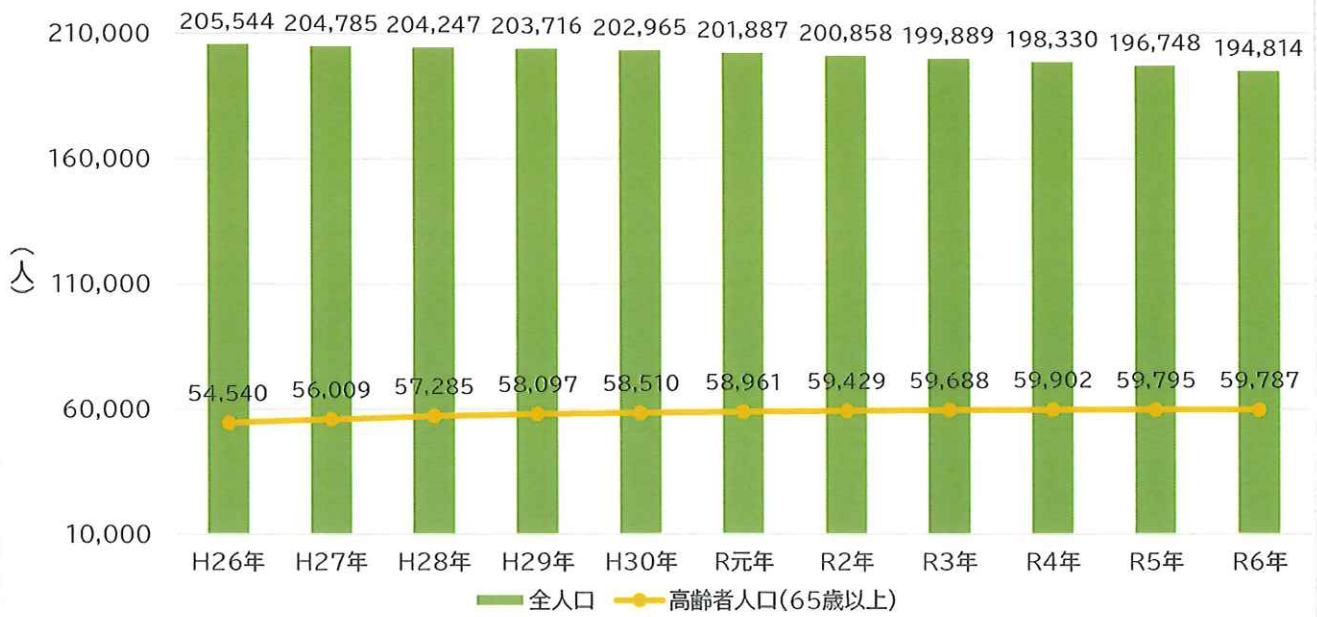
令和6年4月1日現在

松江市消防本部 現有車両状況

令和6年4月1日現在

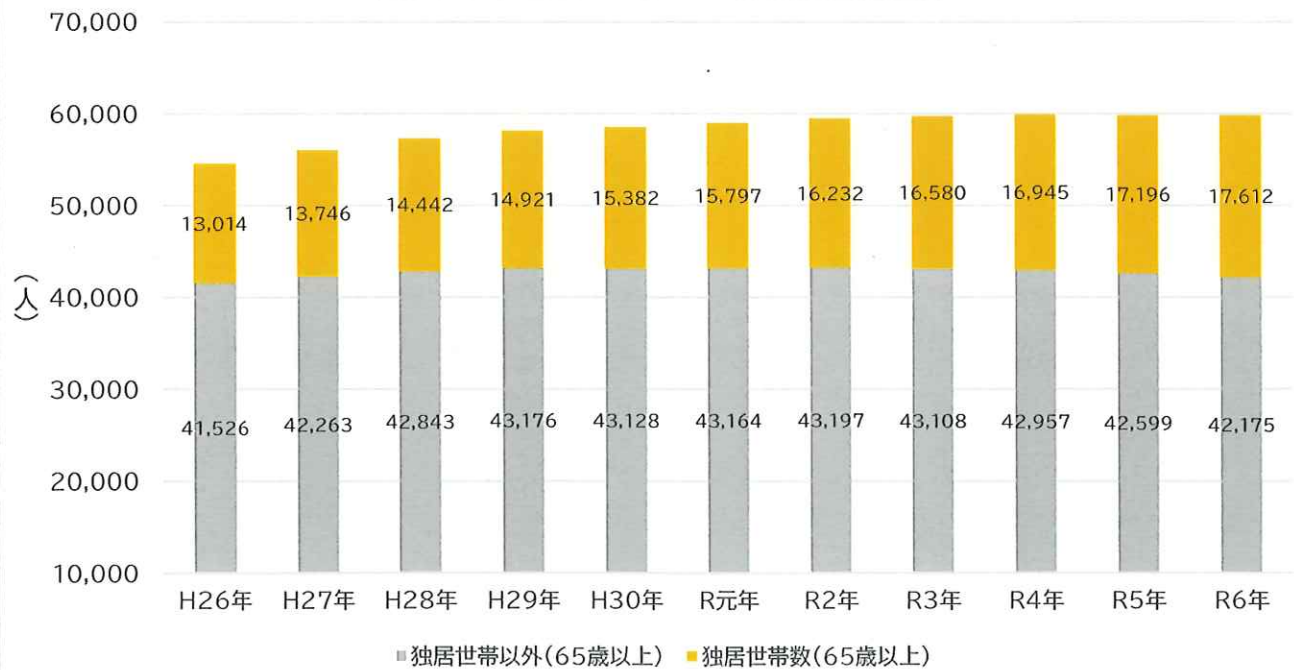
所 属		名 称	メーカ-	無線	ポンプ		経過年数		摘 要
					級別	種別	年	月	
消 防 署	北 署	指 揮 車	ト ヨ タ	有			11	11	総務省無償貸与車両
		北 1 警 防	い す ゞ	有	A	2	10	1	ポンプ車
		北 2 警 防	日 野	有	A	2	14	3	化学消防ポンプ自動車Ⅱ型
		北 は し ご 車	三菱ふそう	有			8	2	はしご車（35m級）
		救 助 工 作 車	日 野	有			19	3	救助工作車Ⅱ型
		北 資 機 材 搬 送 車	ト ヨ タ	有			18	8	油処理車
		水 槽 車	日 野	有	B	2	27	3	10 t ・ 小型動力ポンプ付
		支 援 車	日 野	有			13	3	総務省無償貸与車両
		北 予 備 タ ン ク 車	日 産 ディーゼル	有	A	2	23	2	水槽付ポンプ車
		北 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			4	10	高規格救急自動車
		北 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			7	5	高規格救急自動車
		北 救 急 3 号	ト ヨ タ	有			17	2	高規格救急自動車
		災 害 救 援 車	日 産	有			13	1	救急自動車
		作 業 車	三 菱	有			23	0	クレーン付き
	北部分署	北 部 1 警 防	日 野	有	A	2	17	2	ポンプ車
		北 部 2 警 防	日 野	有	A	2	3	0	水槽付ポンプ車
		北 部 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			6	4	高規格救急自動車
		北 部 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			9	4	高規格救急自動車
	東部分署	東 部 1 警 防	日 野	有	A	2	9	1	ポンプ車
		東 部 2 警 防	三 菱	有	A	2	20	4	水槽付ポンプ車
		東 部 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			5	1	高規格救急自動車
		東 部 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			12	2	高規格救急自動車
	南 署	指 揮 車	三 菱	有			20	3	普通自動車
		南 1 警 防	い す ゞ	有	A	2	11	2	ポンプ車
		南 2 警 防	日 野	有	A	2	2	11	水槽付ポンプ車
		救 助 工 作 車	日 野	有			12	1	救助工作車Ⅲ型
		南 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			3	2	高規格救急自動車
		南 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			7	9	高規格救急自動車
		南 資 機 材 搬 送 車	ト ヨ タ	有			14	4	油処理車
		南 は し ご 車	日 野	有			0	0	はしご車（25m級）
		南 予 備 ポ ン プ 車	三菱ふそう	有	A	2	28	1	ポンプ車
		特 殊 災 害 対 策 車	日 野	有			8	0	島根県整備
		重 機 搬 送 車	日 野	有			11	1	総務省無償貸与車両(3t級重機積載)
		小 型 救 助 車	カ ワ サ キ	有			0	6	総務省無償貸与車両
	南部分署	南 部 1 警 防	日 野	有	A	2	16	1	ポンプ車
		南 部 2 警 防	日 野	有	A	2	6	1	水槽付ポンプ車
		南 部 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			2	1	高規格救急自動車
		南 部 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			4	10	高規格救急自動車
	西部分署	西 部 1 警 防	三菱ふそう	有	A	2	25	3	ポンプ車
		西 部 2 警 防	日 野	有	A	2	10	1	水槽付ポンプ車
		西 部 救 急 1 号	ト ヨ タ	有			0	5	高規格救急自動車
		西 部 救 急 2 号	ト ヨ タ	有			19	3	高規格救急自動車
	湖南出張所	湖 南 警 防	日 野	有	A	2	15	1	ポンプ車
		湖 南 救 急	ト ヨ タ	有			5	2	高規格救急自動車
消防本部		人 員 輸 送 車	ト ヨ タ	無			2	3	24人乗りバス
計		4 5 台							

管内人口と高齢者(65歳以上)人口



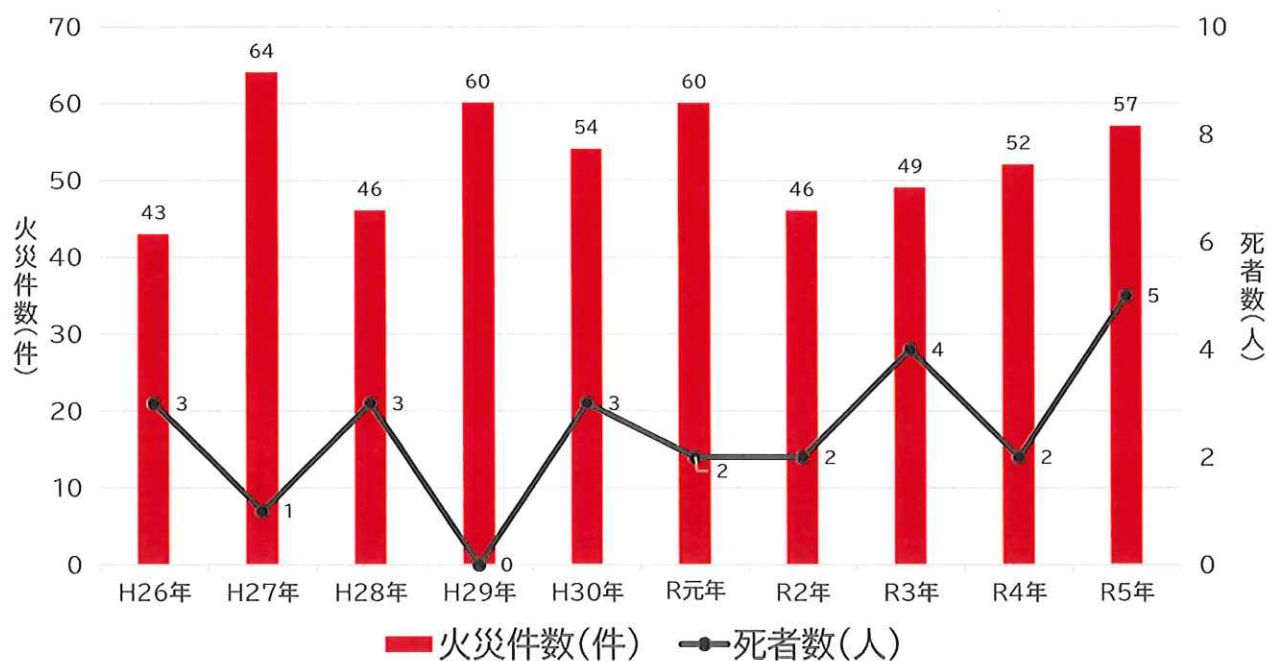
住民基本台帳による ※基準日 3月31日現在

高齢者(65歳以上)人口と独居世帯数



住民基本台帳による ※基準日 3月31日現在

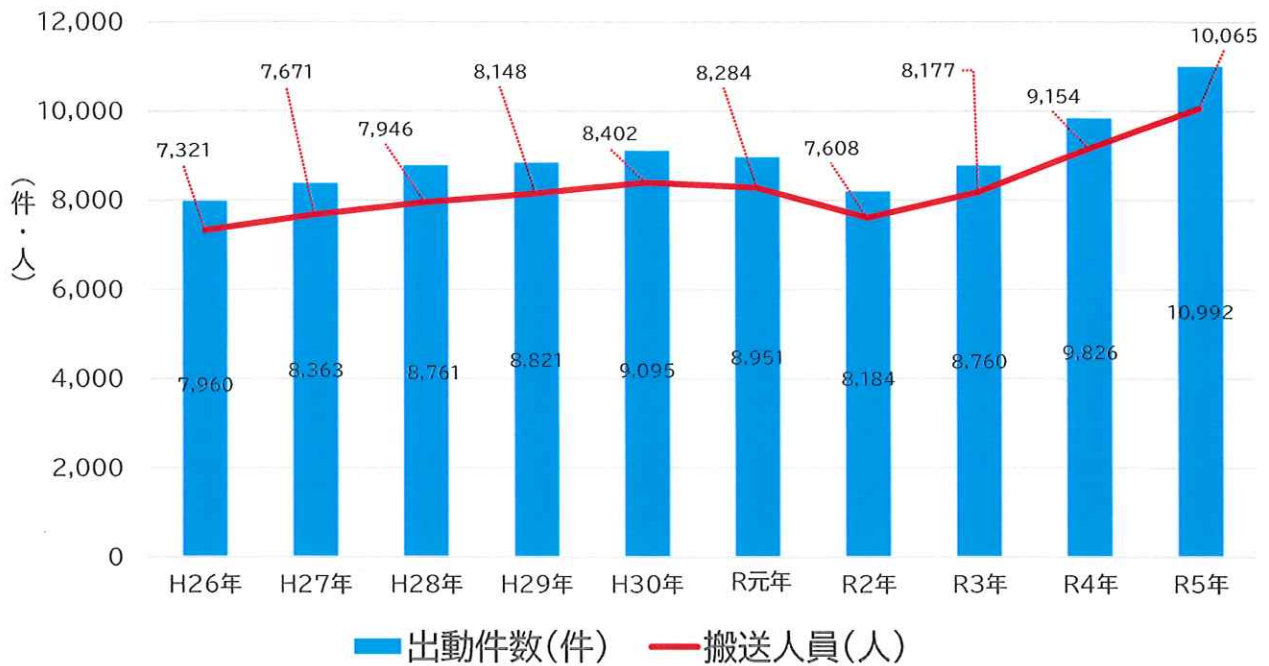
火災件数と死者数の推移



救助件数の推移



救急出動件数と搬送人員の推移

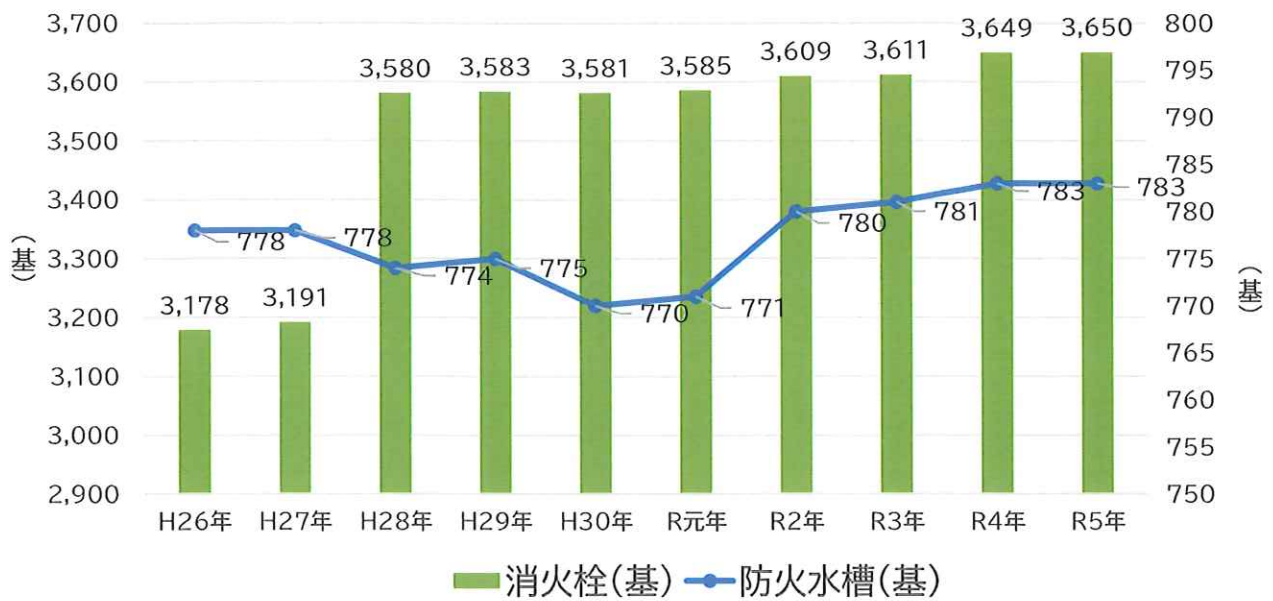


立入検査数の推移



※R3年度からは、新型コロナウイルス感染症の影響及びR3年度から入居・入所及び宿泊施設等を重点的に立入検査を行うよう方針を見直したため立入検査件数が減となった。

消防水利(防火水槽・消火栓)の推移



119番通報件数





松江市消防本部 HP



松江市消防本部
採用試験情報



@MATSUE.F.D.119



松江市消防本部
フェイスブック



松江市消防本部
プロモーション動画



松江市消防計画

令和4年4月策定(令和7年3月改定)

(編集・発行) 松江市(消防本部 消防総務課)
〒690-8521 島根県松江市学園南一丁目17番3号
TEL:0852-31-9119 / FAX:0852-22-9876
E-Mail:s-soumu@city.matsue.lg.jp